

# 国民年金

## 国民年金には 障害への保障があります



障害基礎年金は、国民年金に加入中に初診日のある病気・けがで1級または2級の障害の状態になったときに支給されます。ただし、60歳以上65歳未満で国内に住んでいる間に初診日があれば、加入をやめた後の病気・けがによるものでも受けられます。

※2級は、1級より軽い程度の障害となっています。また、障害の程度は病名によって決定されるものではなく、別に定められた「障害等級表」によって決定されます。

障害基礎年金の額は1級が990,100円(平成21年度価格・年額・以下同じ)、2級が792,100円です。

障害基礎年金を受ける方に子(生計を維持されている18歳到達年度の末日までの高校在学年齢にある子または20歳未満で1級、2級の障害の子に限られます)がいるときは「子の加算額」があり、その額は、2人目まで各227,900円、3人目以降は各75,900円です。

### 保険料納付要件

障害基礎年金を受けるためには、初診日のある月の前々月までの「国民年金に加入しなければならない期間」のうち、3分の2以上の期間が、①保険料を納めた期間または②保険料を免除された期間であるという「保険料の納付要件(3分の2要件)」を満たす必要があります。

「国民年金に加入しなければならない期間」は、原則として20歳から60歳になるまでの期間ですが、海外に在住している期間や、厚生年金等から老齢年金を受けている期間は除かれます。

この「3分の2要件」を満たせなくとも、「特例要件」によって、平成28年3月までに65歳未満で初診日がある場合、初診日のある月の前々月までの1年間のすべての期間が①保険料を納めた期間または②保険料を免除された期間であればよいことになっています。

※前記①の「保険料を納めた期間」には、サラリーマン(第2号被保険者)およびその被扶養配偶者(第3号被保険者)の期間も含まれます。

※前記②の「保険料を免除された期間」は、全額免除のほか、4分の1免除、半額免除、4分の3免除、若年者納付猶予制度または学生納付特例のいずれかの期間とされます。

\*4分の1免除、半額免除または4分の3免除された期間について、残りの保険料を納めなかった期間は「保険料未納期間」となりますので、ご注意ください。

なお、前記の「3分の2要件」「特例要件」のいずれについても、初診日の前日において、これらの要件を満たしている必要があります。初診日の後に保険料を納めたとしても、資格要件を満たすことはできません。くれぐれもご注意ください。

### 裁定請求の手続き

障害基礎年金を受けるためには、裁定請求の手続きを行う必要があり、その窓口は市区町村役場となっていて、必要な用紙もそこに用意されています。

用紙には「診断書」もあり、それについては、医師に記載を依頼することになります。その場合の医師は、転院などのため、「初診日」のときと異なる医師でもよいことになっています。

なお、障害基礎年金を支給するか否かの審査は、社会保険事務所で行われます。

その他の詳細については、市区町村、社会保険事務所または医師の方とご相談ください。

※厚生年金に加入中に初診日のある病気・けがで障害になったときには、障害基礎年金とは別に「障害厚生年金」が支給されますが、その場合の請求先は、現在または最後に勤めていた事業所を管轄する社会保険事務所となっています。

### 仙北市の医療費(6月診療分)

#### ●国保

世帯数	5, 371戸
被保険者数	10, 084人
総医療費	18, 578万2千円
1人あたり医療費	18, 423円

#### ●福祉医療

受給者	3, 303人
個人負担への助成額	1, 776万1千円
1人あたり助成額	5, 377円

#### ●後期高齢者医療被保険者数

8月1日現在	5, 563人
--------	---------